

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-0666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第4回理事会を開催 ～平成28年度事業進捗報告等を審議

平成28年度第4回理事会が2月10日(金)に、東京都豊島区「全国心身障害児福祉財団ビル」中会議室において行われた。

会議では、平成28年度事業進捗報告並びに収支決算見込みをはじめとする4議案について審議され、全議案について承認・可決された。以下概要を報告する。

第1号 第49回全国大会(神奈川)終了報告の件

議長の指示を受け、上野事務局長より関係資料に基づき、第49回全国大会(神奈川)について終了報告がされた。

報告書が完成していないので収支決算が未確定である旨が報告された。

本議案については全員異議なくこれを承認し、5月20日に開催される全肢連平成29年度通常総会に諮られることが了承された。

第2号 平成28年度事業進捗報告並びに収支決算見込みの件

議長の指示により、事務局から関係資料に基づき平成28年度事業進捗状況として4つの事業について進捗が報告された。

①肢体不自由児者が地域で普通に暮らすことができる環境をつくる事業

全国大会・ブロック大会の開催、理事会、常任委員会等の開催が報告されるとともに、中央行政の検討会などへの参画、関係団体との連携が報告された。

②肢体不自由児者福祉に関する社会的啓発事業

機関誌、広報誌、指導誌等の発行、経費圧縮のため日々の事業に関しては「響」やFacebookへ掲載していることが報告された。

また、「ふれあいの輪を広げるキャンペーン」の一環として開催しているグラフィックアート・コンテストの開催と優秀作品の公表について報告された。

③支部父母の会育成強化に関する知識の普及と助成事業

さわやかレクリエーション事業、療育キャンプ、地域指導者育成セミナー、国際交流事業、アステラス製薬車いす送迎車贈呈等の実施が報告された。

④肢体不自由児者と家族の生活の質を高める事業

コカ・コーラシステムとのコラボレーション事業、エフ・ヴィ・コーポレーションとのコラボレーション事業等の実施が報告された。

本議案については全員異議なくこれを承認した。

第3号 平成29年度事業計画・予算（案）の件

議長の指示により、事務局より関係資料に基づき平成29年度事業計画(案)について、継続して4つの事業を柱に実施することが説明された。

①肢体不自由児者が地域で普通に暮らすことができる環境をつくる事業

全国大会、ブロック大会開催日程、理事会、常任委員会など各種会議の開催、次年度以降の全国大会開催日程が報告された。総会の会場は4月18日からの予約となりギリギリで決定することが説明された。また、総会の講演会についてはテーマが2つに絞られ、決定は三役会に一任する事が了承された。

平成32年度の全国大会開催について順番で行くと九州ブロックもしくは東海北陸ブロックになるため、今後は両ブロックで調整する事となった。

②肢体不自由児者福祉に関する社会的啓発事業

機関誌、広報誌、指導誌等の発行について説明され、「わ」については29年度も支援をいただけることが報告された。また、「いずみ」「療育ハンドブック」はJKA補助事業であり、現在申請中のため発行については未定である旨報告された。

③支部父母の会育成強化に関する知識の普及と助成事業

さわやかレクリエーション&キャンプ事業、療育キャンプ、地域指導者育成セミナー、国際交流事業等の実施が説明された。

さわやかレクリエーション&キャンプ事業は、平成28年度同様に内容ごとにA、B申請で行う旨報告され、申請有無の聞き取りと申請書の発送を2月15日に行なう事が了承された。質疑として平成30年度以降の対象テーマを再検討を願いたい旨の意見が出され、今後は助成元であるコカ・コーラとの協議を行なう事とされた。

JKA補助事業「地域指導者育成セミナー」は、防災、減災の取り組み②をテーマに申請している旨が報告された。

④肢体不自由児者と家族の生活の質を高める事業

コカ・コーラシステムとのコラボレーション事業（キッザニア招待事業）はコカ・コーラとキッザニアの契約が満了したため、平成29年度からは新規事業での支援を検討されている事が説明された。

エフ・ヴィ・コーポレーションとのコラボレーション事業（サンシャイン水族館招待事業）等の実施について説明された。

引き続き、平成29年度第50回全国大会（京都）の開催について、10月22日に開かれた第3回理事会以降の進捗が上野事務局長より開催要綱（案）ほか関係資料に基づき説明が行われた。

大会運営に関して、開会式典において厚生労働省、文部科学省の中央情勢報告をプログラム化する事、近畿ブロック内で実施されたアンケート報告に対して全国大会に参加された他のブロックの会員の意見としてフロアからの質疑応答を行う事、講師である上野千鶴子氏への質疑応答については書面で受付をする事、タイムテーブルの組み直しなどについてそれぞれ質問と提案が行われた。

これらの件については京都市肢連実行委員会と改めて調整を行い5月20日の総会までに要綱案を整えていくことで了承された。なお大会決議文（案）の起草についても質問がされ、大会テーマとの運動をした内容となるように提案された。

第4号 その他の議案についての件

議長の指示により、上野事務局長より下記の3つの項目について報告がされた。

1.平成30年度重点要望（案）の件

議長の指示により、事務局より関係資料に基づき平成30年度重点要望（案）について各ブロックから提出された要望事項を、常任委員会を開催してとりまとめを行った旨が報告された。

今後は4月中旬を目処に常任委員会で再度精査し直す事が確認され、平成29年度の理事会・総会で承認を得る旨で了承された。

2.熊本地震義援金口座の取り扱いに関して

現時点での熊本地震に対する義援金については、年度内に九州ブロック連絡協議会に送金する事が了承されるとともに、今後は新しい義援金口座開設の告知を行い、熊本地震への義援金とは区別していく事が了承された。

3.今後の大会について

本議案については全員異議なくこれを承認した。

第3回児童発達支援に関するガイドライン策定検討会 開催される

2月21日(火)厚生労働省専用第15会議室において第3回児童発達支援に関するガイドライン策定検討会が開催され、児童発達支援ガイドライン(素案)についての報告が行われた。以下概要を説明する。

<第1章 総則>

1 目的

- (1) この「児童発達支援ガイドライン」は、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所（以下「児童発達支援センター等」という。）における児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるものである。
- (2) 各児童発達支援センター等は、このガイドラインにおいて規定される児童発達支援の内容等に係る基本的な事項等を踏まえ、各児童発達支援センター等の実情に応じて創意工夫を図り、児童発達支援センター等の機能及び質の向上を図らなければならない。

2 障害児支援の基本理念

・障害児支援のあり方に関する検討会報告書（平成26年7月16日）等を基に記述

(1) 障害のある子ども本人の最善の利益の保障

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条において、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定され、児童福祉法第2条第1項において、「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と規定されている。このように、障害児支援を行うに当たっては、障害の種別にかかわらず、障害のある子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。

(2) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮

障害者権利条約では、障害に基づくあらゆる差別（「合理的配慮」の不提供を含む。）の禁止や障害者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の促進等が定められている。

地域社会で生活する平等の権利の享受と、参加・包容（インクルージョン）の考え方に立ち、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していくことが必要である。

（３）家族支援の重視

障害児支援を進めるに当たっては、障害のある子どもを育てる家族の支援が重要である。障害のある子どもに対する各種の支援自体が、家族の支援の意味を持つものであるが、子どもを育てる家族に対して、発達の各段階に応じて子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に置いて丁寧な支援を行うことにより、子ども本人にも良い影響を与えることが期待できる。

（４）障害のある子どもの地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割

障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、障害のない子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められるものであり、障害児支援を、施設・事業所等が持っている専門的な知識・経験に基づき一般的な子育て支援をバックアップする後方支援として位置づけ、保育所等訪問支援等を積極的に活用して保育所等の育ちの場における障害のある子どもの支援に協力できるような体制づくりを進めていくことが必要である。

また、障害のある子どもの健やかな育成のためには、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

3 児童発達支援の役割

- （１）児童発達支援は、児童福祉法第6条の2の2第2項の規定に基づき、障害のある子どもに対し、児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供するものである。
- （２）児童発達支援センター等は、児童福祉法等の理念に基づき、障害のある子どもの最善の利益を考慮して、児童発達支援を提供しなければならない。
- （３）児童発達支援センター等は、障害のある子ども又はその疑いのある子どもに対し、個々の障害の状態や発達の程度等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行う他、子どもの発達の基盤となる家族への支援に努めなければならない。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等と連携を図りながら支援を行うとともに、専門的な知識・経験に基づき、保育所等の後方支援に努めなければならない。
- （４）特に、児童発達支援センターは、地域における中核的な支援として、保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障害児等療育支援事業等を実施することにより、地域の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等に対し、専門的な知識・経験に基づく支援を行うよう努めなければならない。
- （５）児童発達支援の目的を達成するため、専門性を有する職員が、保護者や地域の様々な社会資源との緊密な連携の下に、障害のある子どもの状態等を踏まえて支援を行わなければならない。

4 児童発達支援の原則

(1) 児童発達支援の目標

- ア 乳幼児期は、障害の有無に関わらず、子どもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である。このため、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培うために、児童発達支援センター等においては、障害のある子どもの状態等に十分配慮しながら、子どもの成長を支援する必要がある。
- イ 児童発達支援においては、早期から継続的な支援を行い、将来の子どもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、今、どのような支援が必要かという視点を持ち、子どもの自尊心や主体性を育てつつ発達上の課題を達成させることが必要である。
- ウ 児童発達支援センター等は、通所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、児童発達支援センター等の特性や児童発達支援に携わる職員の専門性を活かして、支援に当たる必要がある。

(2) 児童発達支援の方法

児童発達支援の目標を達成するために、児童発達支援に携わる職員は、次の事項に留意して、障害のある子どもに対し、発達支援を行わなければならない。

- ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ウ 子どもの発達や障害特性について理解し、一人一人の発達過程に応じて児童発達支援を行うこと。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
- エ 子どもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、個別又は集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。
- オ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように支援を行うこと。
- カ 子どもの成長は、「遊び」などを通して促されることから、職員が適切に関わる中で、「遊び」などを通し、具体的な発達支援を行うこと。
- キ 単に運動機能や検査上に表される知的能力の向上にとどまらず、「育つ上での自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「自己決定、自己選択」なども踏まえながら、子どものできることに着目し、それを伸ばす支援を行うこと。
- ク 一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

(3) 児童発達支援の環境

児童発達支援の環境には、児童発達支援に携わる職員や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。児童発達支援センター等は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構築し、工夫して児童発達支援を行わなければならない。

- ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。
- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、児童発達支援センター等の設備や環境を整え、

児童発達支援センター等の保健的環境や安全の確保などに努めること。

ウ 子どもが生活する空間は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。

エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

(4) 児童発達支援の社会的責任

ア 児童発達支援センター等は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して児童発達支援を行わなければならない。

イ 児童発達支援センター等は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該児童発達支援センター等が行う児童発達支援の内容を適切に説明しなければならない。

ウ 児童発達支援センター等は、通所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図らなければならない。

5 障害のある子どもへの支援

乳幼児期は、障害の有無に関わらず、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、適切な環境や活動を通じて子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期である。

また、障害のある子どもが児童発達支援を利用する時期は、子どもの成長が著しく、発達の基礎となる大切な時期である。

このため、児童発達支援に携わる職員は、子どもの発達の特長や発達過程及び障害特性を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して児童発達支援を行わなければならない。また、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の障害の状況や発達過程に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である。

また、3歳未満の障害のある子どもの場合には、健康状態が不安定であること、生活習慣の育成に困難を伴うこと、保護者の障害受容に困難を伴う時期であるとともに親子関係の形成期にあること等を踏まえながら、子どもの心身の発達等に即して支援を行う必要がある。

3歳以上の障害児の場合には、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮しながら支援を行うとともに、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、できる限り多くの子どもが、保育所や認定こども園、幼稚園の利用に移行し、障害の有無に関わらず成長できるように、児童発達支援センター等においては児童発達支援計画を組み立てる必要がある。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の

一部を改正する法律案 閣議決定される

平成29年2月7日に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

本法律案では、「ニッポン一億総活躍プラン」等に掲げられた、一人ひとりの生きがいとともに創り高め合う地域共生社会の実現に向け、高齢者、障害者、子ども等全ての地域住民が抱える様々な分野にわたる生活課題を解決するための包括的支援体制の構築や、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービスの創設などのための関係法律の改正が盛り込まれている。

以下、概要を一部抜粋し掲載する。

I. 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化。

- ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載。
- ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設・財政的インセンティブの付与の規定の整備。

2 医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)

- ①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)

- ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制を作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化。
- ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

II. 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。(介護保険法)

5 介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)

各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

特に、「3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等」においては、「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備」として、以下の3つの施策が示されている。

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

○市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

★詳細・厚労省HP <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/193.html>

さわやかレクリエーション&キャンプ ~28年度実施報告~

29年度もコカ・コーラシステムのご支援による「さわやかレクリエーション&キャンプ」の助成内定を受け申請受付を開始いたしました。(詳細は県肢連宛の関係書類を参照の事)申請の際の参考資料として、平成28年度に各地で実施された内容の一覧を記載します。

A申請 18件 / B申請 68件

都道府県	請種別	事業名	参加人数
北海道	B	バーベキュー交流会とハンドアーチェリー	126
	B	ボーリングを楽しもう	30
	B	クリスマスの集い	47
秋田県	B	秋の芋煮会で交流の輪を広めよう!!	29
岩手県	B	レジャー活動支援助成事業	25
山形県	B	クリスマス会	52
宮城県	A	施設と地域と防災避難訓練	52
	B	さわやかレクリエーションキャンプ・秋保で芋煮会	38
福島県	A	肢体不自由児者と家族の防災避難訓練等への支援事業	36
	B	クリスマス会	81
栃木県	B	真岡市肢体不自由児者父母の会レクリエーション教室	25
茨城県	B	身体機能維持及び食事マナー体験事業	11
	B	東京スカイツリー日帰り旅行	40
	B	クリスマス会	59
千葉県	A	50周年記念 防災訓練とお楽しみ会	215
	B	動作法研修と関係団体との親睦	21
	B	市川市肢体不自由児者交流ハンドアーチェリー大会	67
	B	ふれあいコンサート	128
	B	会員・ボランティアの外出体験研修	64
東京都	A	第3回障害者と共に考える防災のすすめ	80
	A	障害者の災害対策についてワークショップ①②	37
	A	楽しく学ぼう～災害への備え～	20
	B	板橋区肢体不自由児者父母の会夏季バスハイク	82
	B	つながろう!地域の輪♪真夏のコンサート	90
	B	一泊温泉バス旅行	30
	B	父母の会一泊バス旅行	36
	B	親子による研修旅行	34
神奈川県	B	日帰りバス旅行桃狩り	31
	B	第1回ボッチャ競技会神奈川大会	115
	B	ハンドアーチェリーでの交流活動	270
	B	秋のレクリエーション「いこいの村あしがら」	25
	B	ミカン狩り	52
山梨県	B	韮崎市心身障がい児(者)父母の会BBQ	21
	B	さわやかレクリエーション事業(日帰り旅行)	21
長野県	B	さわやかレクリエーション	42
石川県	B	さわやかバーベキューパーティー	17
	B	河北都市交流スポーツ大会	37
	B	伸ばそう、つなぐ輪、育む和	43
	B	楽しく合わせようみんなの力を(本人部会)	14
福井県	B	野外さわやかレクリエーション(療育事業)	19
静岡県	B	クリスマス会	44

愛知県	A	愛肢連西三河ブロック療育キャンプ	92
	A	さわやかレクリエーションキャンプ	73
	B	さわやかレクリエーション	28
	B	愛肢連西尾張ブロック連絡協議会野外療育キャンプ	61
	B	野外例会	48
	B	父母の会東三河難病ネットクリスマス会	77
三重県	A	肢体不自由児者と家族の防災訓練	50
	B	社会参加ふれあい事業(レジャー活動)	59
	B	クリスマス会	35
滋賀県	A	肢体不自由児者と共に考える防災避難のための学習会	25
	B	ふれあい音楽会	273
京都府	B	春のさわやかレクリエーション(バス旅行)	75
奈良県	A	防災研修	35
	B	本人たちの交流を深める事業	26
	B	親子のつどい	130
大阪府	A	災害体験と肢体不自由児者と家族の防災について	34
	B	夏期レクリエーション	54
和歌山県	B	平成28年度 障害者親子の集い	565
兵庫県	B	さわやかレクリエーション	300
岡山県	B	ハンドアーチェリー大会	40
	B	親子親睦会	40
島根県	B	クリスマス会	56
広島県	A	障害をもつ人と家族の防災・避難についての学習会	43
	A	防災食試食会	500
	B	新幹線で行く京都一泊旅行	16
	B	広島市西区父母の会バスハイク	41
山口県	B	クリスマス会(会員親睦会)	42
香川県	A	いざという時のために2016	239
	B	グループホーム設立に向けての見学会	11
	B	おいしく楽しく安全に食べるために	44
徳島県	A	防災グッズ普及啓発事業inパブリックBOX2016	330
	B	クリスマス会	51
愛媛県	B	平成28年度松山肢体不自由児・者父母の会クリスマス会	45
福岡県	B	野の花交流会	30
佐賀県	B	さわやかキャンプ	58
長崎県	B	長崎心理療育キャンプ	73
大分県	B	スポーツ体験(ボーリング大会)	58
	B	在宅肢体不自由児者を励ます集い	44
	B	平成28年度第2回スポーツ大会	32
宮崎県	A	旅行先での研修並びに避難訓練	69
	B	障害者差別解消法等法律改正に関する研修会	40
	B	自然の中で乗馬体験&地産地消 綾牛BBQを楽しもう	16
鹿児島県	B	風船パレー	88
沖縄県	A	災害を知る。災害を自ら体験、災害に備える。	29
	B	さわやかレクリエーション	28

療育ハンドブック 第42集 重版のお知らせ



肢体不自由児者の合理的配慮に基づく「防災と減災の取り組み」をテーマに、特定非営利活動法人ADORA Japan(アドラ・ジャパン)の渡辺日出夫先生(防災士)に寄稿を依頼し、6月に発行した療育ハンドブック第42集。

今年度の地域指導者育成セミナー、各種大会や研修会等でも広く活用されています。

この度、皆様からの要望を受け重版いたしました。ぜひこの機会にご購入を検討下さい。

肢体不自由児者の合理的配慮に基づく『防災、減災の取り組み』
渡辺 日出夫著 B6版 75頁 定価 350円(送料込み)

★ お問合せ、ご注文は全肢連事務局まで ★

事務局より

①平成29年度第50回全国大会(京都大会)参加見込み人数の聞取りについて

2月1日発の回答用紙にご記入の上、3月10日(金)までに全肢連事務局宛にご返信下さい。現時点での見込み人数でかまいません。ご協力の程よろしくお願ひいたします。

②平成29年度さわやかレクリエーション事業実施予定の聞取りについて

2月15日付けでご案内しております、平成29年度補助事業『さわやかレクリエーション事業』実施について、申請事業の希望を伺っております。

◇申請希望有無については、3月21日(火)まで

◇申請書提出は、4月24日(月)必着 ※締切日以降の受付不可

各締切日にご注意下さい。詳しくは全肢連事務局までお問い合わせ願ひます。

3月の行事予定

4日(土)~5日(日)	東海北陸ブロック会長会議	静岡県Jソルト 村ル浜松
6日(月)	全社協・障連協第3回研究検討委員会 第6回ICT委員会	全国社会福祉協議会 みずほ総研
10日(金)	はげみ編集委員会 日本の福祉を考える会	日肢協会議室 自由民主党本部
14日(火)	韓昌祐・哲文化財団助成授与式	駐日韓国大使館文化会館
16日(木)	コカ・コーラ教育・環境財団理事会 東北ブロック会長会議	世界貿易センタービル 宮城県仙台市和食波奈
21日(火)	関東甲信越ブロック会長会議	新潟県ANAクラウンプラザ 村ル新潟
23日(木)	日本肢体不自由児協会理事会	日肢協会議室
24日(金)	日本おもちゃ図書館財団評議委員会	浜松町東京會館
28日(火)	全国心身障害児福祉財団理事会	全国財団会議室